

魚津市告示第47号

商工振興室設置要綱の一部改正について
商工振興室設置（平成31年魚津市告示第65号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

魚津市長 村椿 晃

第3条中「創業支援・企業立地係及び商工労働係」を「商工労働・企業立地係」に改める。

第4条を次のように改める。

（分掌事務）

第4条 振興室及び振興室の係の分掌事務は、次のとおりとする。

商工労働・企業立地係

- （1） 商業、工業及び鉱業の振興に関すること。
- （2） 商業、工業及び鉱業団体に関すること。
- （3） 雇用安定に関すること。
- （4） 商店街振興組合の設立認可に関すること。
- （5） 中小企業の融資あっせんに関すること。
- （6） 度量衡に関すること。
- （7） 運輸及びエネルギーに関すること。
- （8） 職業訓練に関すること。
- （9） 内職のあっせんに関すること。
- （10） 労働者の福祉に関すること。
- （11） その他労政に関すること。
- （12） 中心市街地のまちづくり施策の調査、企画、立案及び調整に関すること。
- （13） 創業者支援に関すること。
- （14） 新分野産業の創出等に関すること。
- （15） 企業立地及び工場適地に関すること。
- （16） 企業誘致に必要な用地の取得等に関すること。

第7条中「推進室」を「振興室」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。